



## 令和6年4月から 子どもの医療費助成が拡充 県内全ての市町で新たに「高校生世代」が対象になります

県では、子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、従来の乳幼児に加え、令和6年度から新たに高校生世代にかかる医療費助成を行う市町に対し補助します。

### 制度概要

- 福祉医療助成制度は医療費負担を軽減するための制度です。
- 対象となる方が県内の医療機関での受診時に健康保険証と受給券を提示すると、保険適用総医療費の一部負担金の助成を受けられます。現行の「乳幼児福祉医療費助成制度」では、未就学児を対象に県と市町で全額を助成しています。
- 令和6年4月以降は、新たに「高校生等福祉医療費助成制度」がスタートします。また、これまで中学生以上については市町によって助成対象者が様々でしたが、市町における制度改正に伴い、県内全ての市町で0歳から18歳までが対象となります（別紙参照）。  
※ただし、自己負担の有無は市町によって異なります。

制 度 名	乳幼児福祉医療費助成制度	高校生等福祉医療費助成制度
対 象 者	未就学児	義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある (高1～高3年代) ※就学・就労の有無を問わない
診療科目	全診療科目 入院・通院	全診療科目 入院・通院
自己負担	なし	通院 500円/1レセプト 入院 1,000円/日(14,000円/月上限)
所得制限	なし	なし
負担割合	県1/2、市町1/2	県10/10

### 開始時期

令和6年4月診療分から

※既に市町単独で高校生世代まで助成を実施している市町もあります。

